

議案第 4 6 号

専決処分の承認を求める件

令和 8 年度中央市一般会計補正予算(第 3 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

提案理由

地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 13 日

中央市長



令和 8 年度中央市一般会計の補正予算について

次の補正予算を別冊のとおり定める。

令和 8 年度中央市一般会計補正予算（第 3 号）

理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決が必要であるが、議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分する。

令和 8 年度中央市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度中央市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9, 6 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5, 5 3 2, 9 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款		項	
15 県	支 出 金		
		2 県	補 助 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]